

埼玉県立豊岡高等学校同窓会会則

第1章 総則

第1条 本会は埼玉県立豊岡高等学校同窓会と称する

第2条 本会は会員相互の親睦を図り、母校の発展と社会文化の向上に貢献することを目的とする

第3条 本会の事務所を豊岡高等学校内に置く

第2章 会員

第4条 本会は母校卒業生で組織する。但し、1年以上在学した者も会員になることが出来る

第5条 本会に顧問及び客員を置く

- 1 顧問は常任理事会で推薦する
- 2 客員は母校現職員及び旧職員とする

第3章 役員

第6条 本会は次の役員を置く

- | | | | |
|--------|-----|---------|-----|
| 1 会長 | 1名 | 2 副会長 | 若干名 |
| 3 常任理事 | 若干名 | 4 理事 | 若干名 |
| 5 監事 | 若干名 | 6 庶務・会計 | 若干名 |

第7条 役員を選出は次の方法による。

- 1 会長、副会長は常任理事会で推薦する
- 2 常任理事は理事より選出する
- 3 理事はクラス代表より卒業年度毎に2名選出する
- 4 監事は会長が委嘱し、常任理事会の承認を得る
- 5 庶務・会計は会長が委嘱する

第8条 本会の役員の仕事は次の通りとする。

- 1 会長は会務を総理し、本会を代表する
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する
- 3 常任理事は会務を処理し、本会の運営にあたる
- 4 理事は同期生を統括し、その会務を処理する
- 5 監事は会計を年一回監査する
- 6 庶務・会計は本会の庶務・会計を処理する

第9条 役員の仕事は二年とする。但し、再任をさまたげない

第4章 会議

第10条 本会の会議は、総会・常任理事会・理事会とし、会長が招集・開催する

第11条 総会は毎年一回開くことを原則とし、本会の事業及び庶務・会計の報告、その他の重要事項を決議する。必要に応じ臨時総会を会長が召集・開催することができる。

第12条 常任理事会、理事会は必要に応じ会長が召集する

第13条 本会の各種会議の決議は出席者の多数決とする

第5章 会 計

第14条 本会の経費は入会金、会費、寄付金その他を以て之にあてる

第15条 新入会員は入会金3,000円、終身会費7,000円を入会時納入する。

第16条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日とする

第6章 附 則

第17条 本会はその目的を達成するために支部を設けることが出来る。その細則は支部に一任する

第18条 本会の会則に規定しない細則は常任理事会の決議で定める

第19条 本会に次の帳簿を備える

1 会員名簿 2 会計簿 3 会議議事録

第20条 本会会則は昭和30年3月20日より施行する

昭和33年5月1日一部改正

昭和43年3月1日一部改正

昭和60年1月20日一部改正

昭和62年9月28日一部改正

平成3年10月30日一部改正

平成28年6月7日一部改正